公　　売　　公　　告

（国税徴収法第９５条及び第９９条の規定による公告）

農　地

公売公告第　４　号
令和８年８月１２日

国税徴収法第９５条の規定により差押財産を公売することを公告します。
国税徴収法第９９条の規定により見積価額を公告します。

群馬県　太田市長　穂積　昌信

公売の日時	公売開始の日時	令和８年１０月　１日　午前　９時００分から		公売場所	太田市役所 ２階 収納課事務室内
	公売締切の日時	令和８年１０月１３日　午後　５時００分まで		公売方法	入札（期間入札）
開札の日時		令和８年１０月１５日　午前１０時００分		開札の場所	太田市役所 １０階 １０Ａ会議室
最高価申込者決定の日時		令和８年１０月１５日　午前１０時００分		最高価申込者決定の場所	太田市役所 １０階 １０Ａ会議室
売却決定の日時		令和８年１１月　５日　午前１０時００分		売却決定の場所	太田市役所 ２階 収納課事務室内
公売保証金		公売公告別紙のとおり	見積価格　公売公告別紙のとおり	買受代金納付期限	令和８年１１月　５日　午後　２時３０分まで
買受人の資格その他の要件		国税徴収法第９２条及び第１０８条に規定する者は、買受人となることができません。 太田市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等は、買受人となることができません。			
公売財産上の質権者､抵当権者の権利等の内容の申出について		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を太田市に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、太田市収納課に用意してあります。			
公売財産の表示		公売公告別紙のとおり			

その他の事項

1　売却区分番号【太田８－９】、【太田８－１０】、【太田８－１１】、【太田８－１２】、【太田８－１３】の入札にあたっては、太田市農業委員会が発行する買受適格証明書が必要です。

2　入札書の提出は、上記の入札期間内（開庁日の午前９時００分から午後５時００分まで）に太田市役所収納課の職員に提出するか、郵送での入札を受け付けます（ただし、郵送の場合は上記入札期間内に到達したものに限ります。）。

3　公売保証金の納付を要する公売財産の入札は、その納付後でなければできません。また、令和８年９月２８日から令和８年１０月１３日までに、指定する金融機関への口座振込又は現金（電子交換所に加入している銀行又は信用金庫が振り出した小切手又はその支払保証のある小切手を含む。）を入札書提出場所へ直接持参して公売保証金を納付してください。なお、口座振込の際の振込手数料などは入札者等の負担になります。

4　売却区分番号【太田８－９】、【太田８－１０】、【太田８－１１】、【太田８－１２】、【太田８－１３】は、消費税法上の非課税財産です。最高価申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高価の価額である者に対して行います。

5　開札の結果、見積価額以上で最高の価額の入札者が２人以上ある場合の追加入札は、期日入札の方法により行います。

【追加入札を行う場合の実施日程】
・入札日時：令和８年１０月１６日午前１０時００分から令和８年１０月１６日午前１０時１０分まで
・入札及び開札の場所：太田市役所　１０階　１０Ａ会議室
・開札日時：令和８年１０月１６日午前１０時１１分
・売却決定日時：令和８年１１月　５日午前１０時００分
・売却決定場所：太田市役所　２階 収納課事務室内
・買受代金納付期限：令和８年１１月　５日午後２時３０分まで

	6　公売財産の種類が不動産等の場合、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。（国税徴収法第１０４条の２） 7　次順位買受申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。なお、次順位買受申込資格者に該当した場合の申込みを希望する場合は、入札書の該当項目への記入を行ってください。 8　売却決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。 9　公売財産の所有権移転には、農地法第３条第１項又は第５条第１項の規定による農業委員会等の許可が必要です。 10　権利移転及び危険負担の移転の時期は、農業委員会等の許可があった時とします。所有権取得後の財産の棄損、焼失等による損害は買受人の負担となります。 11　権利移転に要する費用は買受人の負担とします。なお、公売財産の権利移転につき登記（録）を要するものについては、買受代金納付後速やかに市長に対し、所有権移転登記（録）を請求するとともに権利移転に伴う費用（登録免許税、登記（録）嘱託書の郵送料）を提出してください。 12　「物件明細書」は、令和８年８月１２日から令和８年１０月１５日まで、太田市役所収納課にて閲覧に供します。 13　執行機関は、公売財産の引渡しの義務を負いません。物件内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡しなどは、全て買受人自身で行ってください。 14　執行機関は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 15　公売財産の面積は、公簿上によるものです。 16　境界は隣接地所有者と協議してください。 17　公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その代表者）は、以下のいずれにも該当しないことを陳述しなければ、入札等をすることができません。 （１）公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。 （２）自己の計算において当該公売不動産の入札させようとする者（公売不動産を取得することによる経済的利益が実質的に帰属する者のことをいう。その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること。 18　最高価申込者及び次順位買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を群馬県警察本部に嘱託します。 19　宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第３条第１項の免許を受けて事業を行っている者又は債権管理回収業に関する特別措置法（平成１０年法律第１２６号）第３条の許可を受けて事業を行っている者は、陳述書に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください。また、指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付した場合は、１９に掲げる調査の嘱託の対象となりません。 20　売却決定の日時までに、最高価申込者及び次順位買受申込者が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 21　公売公告時においては、適格請求書（インボイス）の交付の可否が不明なため、公売公告後、買受代金納付期限までに交付が可能なことが判明し、買受人から交付請求があった場合は、適格請求書（インボイス）として課税財産売却証明書を交付します。
（注意事項）	1　次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。 2　公売手続を説明した「公売のしおり」が太田市収納課に備え付けてあります。なお、その他詳細については、当市にお問い合わせください。

公売公告第４号別紙

公　売　財　産　・　公　売　保　証　金　・　見　積　価　額

売却区分番号	所在・名称・性質・その他	数量	公売保証金	見積価額（最低公売価額）
太田８－９	所在　太田市藪塚町 地番　１１９３番１ 地目　畑 地積　７４１９㎡ （非課税財産）	1	千 百 十 万 千 百 十 円 金 3 1 0 0 0 0	億 千 百 十 万 千 百 十 円 金 3 0 6 0 0 0 0
太田８－１０	所在　太田市成塚町 地番　６９０番７ 地目　田 地積　１９１７㎡ （非課税財産）	1	千 百 十 万 千 百 十 円 金 7 0 0 0 0	億 千 百 十 万 千 百 十 円 金 6 5 0 0 0 0
太田８－１１	所在　太田市藪塚町 地番　９９６番１ 地目　田 地積　４７３４㎡ （非課税財産）	1	千 百 十 万 千 百 十 円 金 1 2 0 0 0 0	億 千 百 十 万 千 百 十 円 金 1 1 2 0 0 0 0
太田８－１２	所在　太田市新田村田町 地番　９６８番 地目　田 地積　１９４１㎡ （非課税財産）	1	千 百 十 万 千 百 十 円 金 5 0 0 0 0	億 千 百 十 万 千 百 十 円 金 4 7 0 0 0 0
太田８－１３	所在　太田市沖之郷町 地番　２４８番 地目　田 地積　３１５６㎡ （非課税財産）	1	千 百 十 万 千 百 十 円 金 8 0 0 0 0	億 千 百 十 万 千 百 十 円 金 7 7 0 0 0 0

（注意事項）　上記売却区分の番号ごとに公売します。入札書は、売却区分の番号ごとに別紙としてください。

非農地

公　　売　　公　　告

（国税徴収法第９５条及び第９９条の規定による公告）

公売公告第　４　号
令和８年８月１２日

国税徴収法第９５条の規定により差押財産を公売することを公告します。
国税徴収法第９９条の規定により見積価額を公告します。

群馬県　太田市長　穂積　昌信

公売の日時	公売開始の日時	令和８年１０月　１日　午前　９時００分から		公売場所	太田市役所 ２階 収納課事務室内
	公売締切の日時	令和８年１０月１３日　午後　５時００分まで		公売方法	入札（期間入札）
開札の日時		令和８年１０月１５日　午前１０時００分		開札の場所	太田市役所 １０階 １０Ａ会議室
最高価申込者決定の日時		令和８年１０月１５日　午前１０時００分		最高価申込者決定の場所	太田市役所 １０階 １０Ａ会議室
売却決定の日時		令和８年１１月　５日　午前１０時００分		売却決定の場所	太田市役所 ２階 収納課事務室内
公売保証金		公売公告別紙のとおり	見積価格　公売公告別紙のとおり	買受代金納付期限	令和８年１１月　５日　午後　２時３０分まで
買受人の資格その他の要件		国税徴収法第９２条及び第１０８条に規定する者は、買受人となることができません。 太田市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等は、買受人となることができません。			
公売財産上の質権者､抵当権者の権利等の内容の申出について		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を太田市に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、太田市収納課に用意してあります。			
公売財産の表示		公売公告別紙のとおり			

1　入札書の提出は、上記の入札期間内（開庁日の午前９時００分から午後５時００分まで）に太田市役所収納課の職員に提出するか、郵送での入札を受け付けます（ただし、郵送の場合は上記入札期間内に到達したものに限ります。）。

2　公売保証金の納付を要する公売財産の入札は、その納付後でなければできません。また、令和８年９月２８日から令和８年１０月１３日までに、指定する金融機関への口座振込又は現金（電子交換所に加入している銀行又は信用金庫が振り出した小切手又はその支払保証のある小切手を含む。）を入札書提出場所へ直接持参して公売保証金を納付してください。なお、口座振込の際の振込手数料などは入札者等の負担になります。

3　売却区分番号【太田８－８】は、消費税法上の非課税財産です。売却区分番号【太田８－１４】は、消費税法上の非課税財産と課税財産の混在財産です。最高価申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高価の価額である者に対して行います。

4　開札の結果、見積価額以上で最高の価額の入札者が２人以上ある場合の追加入札は、期日入札の方法により行います。

【追加入札を行う場合の実施日程】
・入札日時：令和８年１０月１６日午前１０時００分から令和８年１０月１６日午前１０時１０分まで
・入札及び開札の場所：太田市役所　１０階　１０Ａ会議室
・開札日時：令和８年１０月１６日午前１０時１１分
・売却決定日時：令和８年１１月　５日午前１０時００分
・売却決定場所：太田市役所　２階 収納課事務室内
・買受代金納付期限：令和８年１１月　５日午後２時３０分まで

5　公売財産の種類が不動産等の場合、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。（国税徴収法第１０４条の２）

	6　次順位買受申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。なお、次順位買受申込資格者に該当した場合の申込みを希望する場合は、入札書の該当項目への記入を行ってください。 7　売却決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。 8　売却区分番号【太田８－１４】は、一括換価の方法により公売します。 9　権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金を全額納付した時とします。したがって、所有権取得後の財産の棄損、焼失等による損害は買受人の負担となります。 10　権利移転に要する費用は買受人の負担とします。なお、公売財産の権利移転につき登記（録）を要するものについては、買受代金納付後速やかに太田市長に対し、所有権移転登記（録）を請求するとともに権利移転に伴う費用（登録免許税、登記（録）嘱託書の郵送料）を提出してください。 11　「物件明細書」は、令和８年８月１２日から令和８年１０月１５日まで、太田市役所収納課にて閲覧に供します。 12　執行機関は、公売財産の引渡しの義務を負いません。物件内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵の引渡しなどは、全て買受人自身で行ってください。 13　執行機関は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 14　公売財産の面積は、公簿上によるものです。 15　境界は隣接地所有者と協議してください。 16　公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その代表者）は、以下のいずれにも該当しないことを陳述しなければ、入札等をすることができません。 （１）公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。 （２）自己の計算において当該公売不動産の入札させようとする者（公売不動産を取得することによる経済的利益が実質的に帰属する者のことをいう。その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること。 17　最高価申込者及び次順位買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を群馬県警察本部に嘱託します。 18　宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第３条第１項の免許を受けて事業を行っている者又は債権管理回収業に関する特別措置法（平成１０年法律第１２６号）第３条の許可を受けて事業を行っている者は、陳述書に指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付してください。また、指定許認可等を受けていることを証する書類の写しを添付した場合は、１７に掲げる調査の嘱託の対象となりません。 19　売却決定の日時までに、最高価申込者及び次順位買受申込者が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 20　公売公告時においては、適格請求書（インボイス）の交付の可否が不明なため、公売公告後、買受代金納付期限までに交付が可能なことが判明し、買受人から交付請求があった場合は、適格請求書（インボイス）として課税財産売却証明書を交付します。
（注意事項）	1　次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。 2　公売手続を説明した「公売のしおり」が太田市収納課に備え付けてあります。なお、その他詳細については、当市にお問い合わせください。

公売公告第４号別紙

公　売　財　産　・　公　売　保　証　金　・　見　積　価　額

売却区分番号	所在・名称・性質・その他	数量	公売保証金	見積価額（最低公売価額）
太田８－８	所在　太田市大原町 地番　１２９８番１２ 地目　宅地 地積　１５５．５７㎡ （非課税財産）	1	千 百 十 万 千 百 十 円 金 2 6 0 0 0 0	億 千 百 十 万 千 百 十 円 金 2 5 9 0 0 0 0
太田８－１４	（公売物件1） 所在　太田市由良町 地番　３４７番 地目　宅地 地積　５７４㎡ （公売物件2） 所在　太田市由良町３４７番地 家屋番号　３４７番 種類　事務所 店舗 共同住宅 構造　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺3階建 床面積　１階　１５１．２５㎡ ２階　１３０．５９㎡ ３階　１３８．５５㎡ （混在財産）	1	千 百 十 万 千 百 十 円 金 1 2 7 0 0 0 0	億 千 百 十 万 千 百 十 円 金 1 2 6 1 0 0 0 0 （財産ごとの内訳） （公売物件１） 金 9 1 3 0 0 0 0 （公売物件２） 金 3 4 8 0 0 0 0

（注意事項）　上記売却区分の番号ごとに公売します。入札書は、売却区分の番号ごとに別紙としてください。